

大宮小学校PTA規約

第一条（名称及び所在）

この会は、大宮小学校PTA（以下「本会」という。）といい、事務所を大宮小学校（以下「本校」という。）に置く。

第二条（目的）

本会は、保護者と教職員が互いに協力し、児童の生活環境・教育環境・福祉環境等を向上させることを目的とする。

第三条（性格）

本会は、前条の目的を達成するための民主的自主団体で、地域諸団体等と協力し、本校教育活動の一助を担うものであつて、直接教育方針若しくは管理又は人事には干渉しない。

第四条（会員）

本会の会員は、次の通りとする。

- ① 正会員本校に在籍する児童の保護者並びに本校教職員。
- ② 特別会員本会の趣旨に賛同する正会員以外の本校校区民。
- ③ 会員の議決権は、一票とし、等しく権利と義務を負う。但し、特別会員は役員にならないものとする。

第五条（役員）

本会には、次の役員を置く。

1 2 3 4 5 6 7
会長 二名 会員の任務は、次の通りとする。
副会長 二名（但し、必要と認める場合は三名とする。）

① 役員の任務は、次の通りとする。

② 会長は、本会を代表し、総括する。又、総会・役員会・実行委員会・委員会を招集し、議決事項を執行する。

③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

④ 書記は、総会並びに役員会・実行委員会の議事を記録する。

庶務は、本会の運営にかかる庶務を行う。

⑤ 会計は、本会の会計事務を行う。

⑥ 本部役員の内一名を京都市小学校PTA連絡協議会の「はぐくみ委員」として置く。

役員の選出は、選挙細則による。

役員の任期は、一年とする。但し、再任を

4 3

妨げない。
役員経験者及び、実行委員2回以上の経験者は、以後辞退することが出来る。

役員に欠員が生じた場合、補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする。

第六条（委員）

本会には、次の委員を置く。

学年委員（各学級正会員若干名・各学級担任一名。教職員若干名。）

実行委員

特別事業委員

委員の任務は、次のとおりとする。

学年委員は、所属学年若しくは学級に於いて、保護者と子供が交流しあえる行事・活動を企画運営する。会員の教養の向上及び交流又、広報活動等を行う。会員の保健衛生活動及び健康・体力の向上活動等を行う。

また、本会と地域との連絡に協力し、地域に於ける児童の校外補導に関する活動及び特別会員の募集を行う。

②

実行委員は、本会運営・実行に基づく全ての事業案及び各委員会の事業計画を審議する。

また、総会に提出する議案を作成、その他重要事項等を審議する。緊急事案が生じた場合はそれを決議し、次期総会にて報告する。

特別事業委員は、特別事業の企画・運営をする。

各委員の選出は、選挙細則により行う。但し、特別事業委員は、特別事業のあるとき実行委員会に於いて選出・委嘱する。

各委員に欠員が生じた場合、実行委員会に於いて新たに選出するか否かを決める。

選出する場合は、前任者の残存期間を任期とする。

正会員は、一児童あたり一回以上委員を務めるものとする。

役員経験者は、前項の規定に係わらず以後辞退することが出来る。

実行委員の経験者は、以後実行委員を辞退することが出来る。

第七条 (役員会及び委員会)

1 本会には次の会を開催する。

① 役員会は役員及び学校代表者によつて構成され、必要に応じて開催する。

② 学年委員会は、学年委員と学級担任によつて構成され、必要に応じて開催する。

③ 地域委員会は、地域委員と教職員によつて構成され、必要に応じて開催する。

④ 実行委員会は、役員、学校代表者、各学年・地域委員の委員長及び副委員長によつて構成され、必要に応じて開催する。

第八条 (サークル)

会員は、サークルを設立することが出来る。設立されたサークルは、運営委員会を設置するものとする。サークル活動は、サークル活動細則にしたがつて行う。

第九条 (総会)

1 総会は、全会員によつて構成され、本会の最高議決機関である。

2 総会では、役員並びに会計監査役の選出、予算・決算・事業及びその他重要な事項を審議する。

3 総会は、年二回以上開催する。

4 総会では、役員並びに会計監査役の選出、予算・決算・事業及びその他重要な事項を審議する。

5 総足数は、全会員の五分の一とし、委任状による出席も認める。

6 議会を開催する場合は、三日前までに議案を公示する。

7 議長は、その都度会員の中より選出する。議案決議は、出席者数の過半数による。尚、賛否同数の場合は、議長が決定する。

8 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は会員数の十分の一の請求により開催することが、出来る。

9 議会を開催する場合は、三日前までに議案を公示する。

10 会員に会計監査役を二名置くものとする。

11 会計監査役は、本会の会計を監査し、総会に於いて報告する。

12 会計監査役の選出は、選挙細則による。

13 会計監査役の任期は、一年とする。但し、補欠による会計監査役の任期は、前任者の残存期間とする。

第十一条 (会費及び会計)

1 会員は、別に定める方法にて会費を納める。

2 ① 正会員 月額一口 二〇〇円

3 ② 特別会員 年額一口 五〇〇円

4 前項の規定は、総会に於いて出席者数の過半数の賛成により改正することが出来る。

5 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

6 会費については、繰越金の超過などが予見

第十二条 (規約改正)

1 本会の規約は、総会に於いて出席者数の三分の二以上の賛成により改正する事が出来る。

2 但し、改正規約の内容を事前に予告する。

第十三条 (リコール)

1 役員に不適任者があるときは、会員の過半数の賛成により当該役員をリコールすることが出来る。

2 委員に不適任者があるときは、当該委員を選出した会員の過半数の賛成により当該委員をリコールすることが出来る。

第十四条 (その他)

1 本会規約に定め無き事案に於いては、役員会に於いて審議・決定する。

2 本会規約に定め無き事案に於いては、役員会に於いて審議・決定する。

附則

1 本規約は、平成四年四月一日より施行する。本規約の大宮育友会の名称を平成元年四月一日より大宮小学校 P.T.A とする。

2 本規約は、平成八年四月一日より一部変更する。

3 本規約は、平成八年四月一日施行の規約を全面改正し、規約が成立した日（平成十二年三月三日。）の翌日より施行する。

4 本規約は、平成十七年六月四日より一部補足し施行する。（第五条(役員)④の項目）

5 本規約は、平成二十二年六月六日より一部追加し施行する。（第五条(役員)②⑥の項目）

6 本規約は、平成二十九年三月十一日より一部改正し、平成二十九年四月一日より施行する。（第十一条(会費及び会計)①⑤の項目）

7 本規約は、令和三年七月十二日より一部改正し、施行する。（第五条(役員)①④⑤の項目、第十条(会計監査)①の項目、第十一条(会費及び会計)①②の項目、第十一条(会費及び会計)④の項目）

8 本規約は、令和六年四月一日より一部改正し、施行する。（第六条(委員)①②の項目、2②の項目）